

第 1 章 総則

第 1 条 名称及び所在地

本クラブは、中部大学 e スポーツクラブと称する。

本クラブの所在地は、愛知県春日井市松本町 1200 とする。

第 2 条 目的

本クラブは、中部大学内で e スポーツコミュニティを形成し、他学部他学科との交流を深め、多種多様な経験をすることや、e スポーツを通じて PC スキルやデジタルリテラシーを学び、社会に貢献することを目指す。

第 2 章 活動

第 3 条 中部大学クラブに関する規程

本クラブは「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 練習

1. 場所

中部大学内で活動可能な場所及びオンラインを活用して行う

2. 日時

一部例外を除き原則は、平日夜間に週 1 回以上オンラインで活動する。

第 5 条 部会

部会は、部員で構成される。

1. 総会は年に一度、部長が招集し、次項については決議する。

- ① 役員の改選
- ② 役員の不信任決議と新役員の選出
- ③ 今後のイベントや大会の確認

2. 臨時部会は、次の場合、役員が招集する。

- ① 役員が必要とした場合
- ② 部員の 1/3 以上の要求があり、役員会で必要と求められた場合

3. 部会の成立は、2/3 以上の出席をもって成立とする。

4. 部会の決議は、出席者の 2/3 以上の賛成をもって成立とする。

第 6 条 役員会

1. 役員が必要なときに、招集し、次の次項を決議する。

- ① 運営方針
- ② 部員の入退部についての決議
- ③ その他、必要と認められる次項

2. 役員の全員の出席をもって成立する。

3. 役員会の議決は、役員全員の賛成をもって成立とする。
4. 役員が必要と認めた場合、役員会に部員が出席することが出来る。

第7条 大学行事及び各クラブの応援

部員は大学行事に積極的に参加し、第二条の目的達成のために努力しなければならない。

第3章 組織

第8条 顧問

1. 顧問は、中部大学教職員の専任教職員であること。
2. 顧問は、役員に対し招集及び助言の権限を有す。

第9条 部員

部員は、中部大学・中部大学大学院の学生及び教職員で構成される。

第10条 役員

e スポーツクラブの役員は、次の役員を設置する。

部長 一名

副部長 一名

会計 二名

第11条 役員の任務

1. 部長
 - ① 本クラブの代表者であり、活動を総括し、部会を開催する
 - ② 活動に必要な学内外の組織や団体と連絡及び交渉を行う。
 - ③ 活動計画を立てる
2. 副部長
部長を補佐し、部長不在または執行不能の場合は、その任務を代行する。
3. 会計
第14条に定められた部費を管理し、運用を行う。また、出納帳簿の作成、決算に関する一切の責任を負う。

第12条 役員の任期

原則として一年とし、期間は4月1日より翌年3月末日までとする。

第13条 役員の辞任と補充

役員は、次項に該当した場合、第19条に基づいて処理を行う。ただし、前役員の残存期間とする。

- ① 役員辞意を表明し、部会において承認された場合
- ② 1か月以上任務執行不可能な場合
- ③ 部会において、不信任決議案が可決された場合

第4章 会計

第14条 部費

部員は、毎年役員会で決定された部費を納めなければならない。

第 15 条 予算

本クラブの予算は、部会の承認を得なければならない。

第 16 条

本クラブの決算は、3月末日に終了し、決算者は、部会の承認を得なければならない。

第 5 章 入部及び退部

第 17 条 入部

入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 18 条 退部

退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 19 条 退部手続き

第 18 条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする

第 6 章 事故防止の義務

第 20 条

中部大学 e スポーツクラブの構成員すべてが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

第 7 章 罰則

第 21 条

部員が以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起、退部を促すこと、強制退部とするがある。

- ① 第 2 条の目的から大きく外れた活動を行ったとき
- ② 役員が職務を遂行しなかったとき
- ③ 第 14 条に定める部費を納めなかつたとき
- ④ 本団体の活動及び運営に著しく障害となるような行動をしたとき
- ⑤ その他、役員会で退部を認められたとき
- ⑥ 学生が本学の定める諸規則に違反、または学生としての本分に反する行為があつたとき

第 8 章 規約以外の規則

第 22 条

規約以外の規則を定めることができる。

第 9 章 O B 会

第 23 条 O B 会員

e スポーツクラブ部員として、大学を卒業したもので構成される。

第 24 条 O B 会の役割

e スポーツクラブの発展に寄与し、共に活動することができる。

第 25 条 補足

OB 会の規則はOB 会で定める。

第 10 章 改正

第 26 条 部則の改正

改正は役員会において審議し、役員全員一致の賛成と顧問の許可を必要とする。

附則

本規約は、2024 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本規約は、2024 年 5 月 23 日より施行する。

附則

本規約は、2025 年 4 月 1 日より施行する。